

## 12 申告書の書き方

### 充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例1へ (P.23)
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2へ (P.24)
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ <b>記入例3へ (P.25)</b>

「③充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

### 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
  - ① 「③充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。  
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
  - ② 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。  
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに労働保険料分を納付する必要があります。
  - ③ 「③充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。  
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。  
なお、還付の請求手続については、P.26の「記入例4 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

# 記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおりに申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

⑮ 申告済概算  
保険料額  
800,000円

⑩(イ) 確定  
保険料額  
531,550円

⑳(イ) 充当額  
268,450円

※各種区分  
管轄(2) 751 業種 3501

〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇  
〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合は折り返しマーク(△)の所に折り返し(△)を記入してください。

①労働保険番号 XX101600101-000	②増加年月日(元号:令和は9) 元明-年-月-日	③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元明-年-月-日	④常時使用労働者数 10	⑤雇用保険被保険者数 10
⑦区分 労働保険料 労働保険料算定内訳		算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
⑧保険料・一般拠出金算定基礎額		⑨保険料率		
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
一般拠出金	41456	0.02	829	829
⑪区分 労働保険料 労働保険料算定内訳		算定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
⑫保険料算定基礎額の見込額		⑬保険料率		
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
労働保険料	41456	1000分の	531550	531550
一般拠出金	41456	0.02	829	829
⑭延納の申請 納付回数		3		

⑮ 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

⑮ 申告済概算保険料額	800,000	⑯ 申告済概算保険料額	800,000
⑳(イ) 充当額	268,450	㉑ 増加概算保険料額	531,550
㉒ 不足額	531,550	㉓ 差引額	268,450
㉔ 還付額	268,450	㉕ 法人番号	1234512345123
㉖ 第1期分(イ) 概算保険料額	177,184	㉗ 第1期分(ロ) 労働保険料充当額	177,184
㉘ 第2期分(チ) 概算保険料額	177,183	㉙ 第2期分(リ) 労働保険料充当額	91,266
㉚ 第3期分(ル) 概算保険料額	177,183	㉛ 第3期分(リ) 労働保険料充当額	85,917
㉜ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	㉝ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉞ 事業又は作業の種類	建築事業		㉟ 保険関係成立年月日
㊱ 郵便番号	XXX-XXXX	㊲ 電話番号	(XXX) XXX-XXXX

## 【計算方法】

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分⑳(イ) 177,184円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分㉑(チ) 177,183円 (余りは必ず1円または2円となります)
- 第3期分㉒(ル) 177,183円

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

## 【今期納付額の計算】

第1期	㉑(イ) 177,184円	-	㉑(ロ) 177,184円	+	㉑(ハ) 829円	=	今期納付額 ㉑(ト) 829円
第2期	㉑(チ) 177,183円	-	㉑(リ) 91,266円	=	第2期納付額 ㉑(ヌ) 85,917円		

# 記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業**  
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 **一般拠出金**  
下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

① 労働保険番号 XX101600101-000

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※月別保険理由コード

算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑦ 区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 1000分の	(イ) 531550円
労災保険分	(ロ) 1000分の 41456 千円	(ロ) 531550円
雇用保険分	(ホ) 1000分の	(ホ) 829円
一般拠出金	(ハ) 1000分の 41456 千円	(ハ) 829円

算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

⑪ 区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 1000分の	(イ) 1000分の	(イ) 531550円
労災保険分	(ロ) 1000分の 41456 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 531550円
雇用保険分	(ホ) 1000分の	(ホ) 1000分の	(ホ) 829円

⑮ 申告済概算保険料額 800,000円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 差引額

(イ) 充当額 829円 (ハ) 不足額 2円

(ロ) 還付額 267,621円

⑲ 増加概算保険料額 1234512345123円

⑳ 今期納付額

第1期又は第1期分	(イ) 概算保険料額	(ロ) 労働保険料充当額	(ハ) 不足額	(ニ) 今期労働保険料	(ホ) 一般拠出金充当額	(ヘ) 一般拠出金	(ト) 今期納付額
第1期	177,184円	829円	2円	177,184円	829円	0円	177,184円
第2期	177,183円			177,183円			177,183円
第3期	177,183円			177,183円			177,183円

事業又は作業の種類 **建築事業**

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉑ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒ 郵便番号 XXX-XXXX ㉓ 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

令和3年 6月 14日

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○○-○-○ ○○労働局 tky13r lz 労働保険特別会計収入徴収官殿

⑳(イ) 充当額 829円

㉑(ロ) 還付額 267,621円

〔計算方法〕

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分 ⑳(イ) 177,184円
- 第2期分 ㉑(チ) 177,183円
- 第3期分 ㉑(ル) 177,183円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

〔今期納付額の計算〕

第1期 ⑳(イ) 177,184円 - ㉑(ロ) 0円 + ㉑(ハ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 177,184円

第2期 ㉑(チ) 177,183円 - ㉑(リ) 0円 = 第2期納付額 ㉑(ヌ) 177,183円

還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。



# 記入例 4 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR機等の記入は上記の「標準字体」をお願いします。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
労働保険番号 XX101600101-000

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ※保険関係 片保険理由コード

労働局 tky1

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 531550円	(イ) 1000分の	531550円
労災保険料 (ロ) 41456円	(ロ) 1000分の	531550円
雇用保険料 (ホ) 41456円	(ホ) 1000分の	829円
一般拠出金 (ヘ) 41456円	(ヘ) 1000分の	0.02円

⑪ 区分 算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 531550円	(イ) 1000分の	531550円
労災保険料 (ロ) 41456円	(ロ) 1000分の	531550円
雇用保険料 (ホ) 41456円	(ホ) 1000分の	829円

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 延納の申請 納付回数 1

⑱ 申告済概算保険料額 1,500,000円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 532,379円 (ロ) 還付額 436,071円

㉑ 第1期初回は 531,550円 第2期 第3期

㉒ 加入している 労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉓ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉔ 郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

㉕ 事業又は作業の種類 建築事業

㉖ 事業廃止等理由

㉗ 保険関係成立年月日

㉘ 充当額 532,379円

㉙ 還付額 436,071円

注1) 労働保険料算定内訳

注2) 一般拠出金は延納できません

注3) 労働保険料のみに充当

注4) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注5) 労働保険料のみに充当

注6) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注7) 労働保険料のみに充当

注8) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注9) 労働保険料のみに充当

注10) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注11) 労働保険料のみに充当

注12) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注13) 労働保険料のみに充当

注14) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注15) 労働保険料のみに充当

注16) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注17) 労働保険料のみに充当

注18) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注19) 労働保険料のみに充当

注20) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注21) 労働保険料のみに充当

注22) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注23) 労働保険料のみに充当

注24) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注25) 労働保険料のみに充当

注26) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注27) 労働保険料のみに充当

注28) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注29) 労働保険料のみに充当

注30) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注31) 労働保険料のみに充当

注32) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注33) 労働保険料のみに充当

注34) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注35) 労働保険料のみに充当

注36) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注37) 労働保険料のみに充当

注38) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注39) 労働保険料のみに充当

注40) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注41) 労働保険料のみに充当

注42) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注43) 労働保険料のみに充当

注44) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注45) 労働保険料のみに充当

注46) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注47) 労働保険料のみに充当

注48) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注49) 労働保険料のみに充当

注50) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注51) 労働保険料のみに充当

注52) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注53) 労働保険料のみに充当

注54) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注55) 労働保険料のみに充当

注56) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注57) 労働保険料のみに充当

注58) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注59) 労働保険料のみに充当

注60) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注61) 労働保険料のみに充当

注62) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注63) 労働保険料のみに充当

注64) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注65) 労働保険料のみに充当

注66) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注67) 労働保険料のみに充当

注68) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注69) 労働保険料のみに充当

注70) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注71) 労働保険料のみに充当

注72) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注73) 労働保険料のみに充当

注74) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注75) 労働保険料のみに充当

注76) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注77) 労働保険料のみに充当

注78) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注79) 労働保険料のみに充当

注80) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注81) 労働保険料のみに充当

注82) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注83) 労働保険料のみに充当

注84) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注85) 労働保険料のみに充当

注86) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注87) 労働保険料のみに充当

注88) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注89) 労働保険料のみに充当

注90) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注91) 労働保険料のみに充当

注92) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注93) 労働保険料のみに充当

注94) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注95) 労働保険料のみに充当

注96) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注97) 労働保険料のみに充当

注98) 労働保険料及び一般拠出金に充当

注99) 労働保険料のみに充当

注100) 労働保険料及び一般拠出金に充当

還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)  
管轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。

記入例 5

確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業

（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和3年 6月 14日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇  
〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

なるべく折り曲げないようにし、やぶをえなむらひの場所には折り曲げマシンの所で折り曲げてください。

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
31759	X	X	1	01600101	000

※各種区分	
管轄②	業種 産業分類
751	3501

②増加年月日(元号:令和は9)	③事業廃止等年月日(元号:令和は9)	※事業廃止等理由
元号 年 月 日	元号 年 月 日	項4 項5
10 年 6 月 10 日	10 年 6 月 10 日	項4 項5
④常時使用労働者数	⑤雇用保険被保険者数	※保険関係 ※片保険理由コード
十 万 千 百 十 万 千 百 十 人	十 万 千 百 十 人	項9 項10
10	10	項9 項10

確定保険料算定内訳	⑦区分	算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで		
	労働保険料	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
	労災保険分	41456	1000分の	531550
	雇用保険分	41456	1000分の	531550
	一般拠出金(注1)	41456	0.02	829

注2) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

概算増加概算保険料算定内訳	⑪区分	算定期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで		
	労働保険料	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
	労災保険分	41456	1000分の	531550
	雇用保険分	41456	1000分の	531550
	一般拠出金	41456	0.02	829

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑰延納の申請 納付回数
〒	00-0000-0000	3
⑱検査有無区分	⑲算調対象区分	※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目
		項31 項32 項33 項34

⑧⑩⑫⑭⑮⑰⑱の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱申告済概算保険料額	500,000 円	⑲申告済概算保険料額	
⑳差引額	(イ) 充当額 (⑱-⑲の(イ)) 31,550 円 (ロ) 還付額 (⑱-⑲の(ロ))	㉑増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)	
		㉒法人番号	1234512345123

㉒全期初払額は	(イ)概算保険料額 (⑱の(イ)+㉑+次期以降の円未満端数)	(ロ)労働保険料充当額 (⑲の(イ)-(ロ))	(ハ)不足額(㉒の(ハ))	(ニ)今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (⑲の(イ)-(一般拠出金分の))	(ヘ)一般拠出金額 (⑲の(ヘ)-⑲の(ホ)) (注2)	(ト)今期納付額 ((ニ)+(ハ))
177,184 円	177,183 円	177,183 円	31,550 円	208,734 円	829 円	829 円	209,563 円
別納	第2期 (イ)概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)	(リ)労働保険料充当額 (⑲の(イ)-⑲の(ロ))	(ス)第2期納付額 ((イ)-(リ))	㉓事業又は作業の種類 建築事業			
177,183 円	177,183 円	177,183 円	177,183 円	㉔保険関係成立年月日			
付額	第3期 (ル)概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲)	(ワ)労働保険料充当額 (⑲の(イ)-⑲の(ロ))	(ヅ)第3期納付額 ((ル)-(ワ))	㉕事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)倒閉 (4)労働者なし (5)その他			
177,183 円	177,183 円	177,183 円	177,183 円				

㉖加入している労働保険	㉗特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	郵便番号 XXX-XXXX	電話番号 (XXX) XXX-XXXX
㉘(イ)所在地 〇〇市〇〇 〇-〇-〇	(イ)住所 (法人のときは生たる事務所)の所在地		〇〇市〇〇 〇-〇-〇	
(ロ)名称 株式会社〇〇工務店	(ロ)名称		株式会社〇〇工務店	
	(ハ)氏名 (法人のときは代表者の氏名)		代表取締役 〇〇 〇〇	



# 記入例7 事業を廃止した場合の例

次のような場合には確定申告が必要となります。

- ①令和2年度中に事業廃止した場合
  - ②労働保険事務組合へ事務を委託した場合
  - ③元請工事を行わない場合
  - ④元請下請の労働者を使つての工事を行わない場合
  - ⑤他の都道府県へ移転した場合
- なお、事業場の労働者が0人であっても、元請工事を行う場合には、廃止の申告はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

提出用 令和3年 6月 14日

※各種区分 管轄(2) 751 業種 3501

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 XX101600101-000

①増加年月日(元号:令和は9) 9-03-31

③事業廃止年月日(元号:令和は9) 9-03-31

④当時使用労働者数 10

⑤雇用保険被保険者数

労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料区分	算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
労働保険料	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ハ) 1000分の (ニ) 1000分の (ホ) 1000分の (ヘ) 1000分の
労働保険料	531550 (項12) 円
労働保険料	531550 (項13) 円
労働保険料	531550 (項14) 円
労働保険料	531550 (項15) 円
労働保険料	531550 (項16) 円
労働保険料	531550 (項17) 円
労働保険料	531550 (項18) 円
労働保険料	531550 (項19) 円
労働保険料	531550 (項20) 円
労働保険料	531550 (項21) 円
労働保険料	531550 (項22) 円
労働保険料	531550 (項23) 円
労働保険料	531550 (項24) 円
労働保険料	531550 (項25) 円
労働保険料	531550 (項26) 円
労働保険料	531550 (項27) 円
労働保険料	531550 (項28) 円
労働保険料	531550 (項29) 円
労働保険料	531550 (項30) 円
労働保険料	531550 (項31) 円
労働保険料	531550 (項32) 円
労働保険料	531550 (項33) 円
労働保険料	531550 (項34) 円
労働保険料	531550 (項35) 円
労働保険料	531550 (項36) 円
労働保険料	531550 (項37) 円
労働保険料	531550 (項38) 円
労働保険料	531550 (項39) 円
労働保険料	531550 (項40) 円
労働保険料	531550 (項41) 円
労働保険料	531550 (項42) 円
労働保険料	531550 (項43) 円
労働保険料	531550 (項44) 円
労働保険料	531550 (項45) 円
労働保険料	531550 (項46) 円
労働保険料	531550 (項47) 円
労働保険料	531550 (項48) 円
労働保険料	531550 (項49) 円
労働保険料	531550 (項50) 円
労働保険料	531550 (項51) 円
労働保険料	531550 (項52) 円
労働保険料	531550 (項53) 円
労働保険料	531550 (項54) 円
労働保険料	531550 (項55) 円
労働保険料	531550 (項56) 円
労働保険料	531550 (項57) 円
労働保険料	531550 (項58) 円
労働保険料	531550 (項59) 円
労働保険料	531550 (項60) 円
労働保険料	531550 (項61) 円
労働保険料	531550 (項62) 円
労働保険料	531550 (項63) 円
労働保険料	531550 (項64) 円
労働保険料	531550 (項65) 円
労働保険料	531550 (項66) 円
労働保険料	531550 (項67) 円
労働保険料	531550 (項68) 円
労働保険料	531550 (項69) 円
労働保険料	531550 (項70) 円
労働保険料	531550 (項71) 円
労働保険料	531550 (項72) 円
労働保険料	531550 (項73) 円
労働保険料	531550 (項74) 円
労働保険料	531550 (項75) 円
労働保険料	531550 (項76) 円
労働保険料	531550 (項77) 円
労働保険料	531550 (項78) 円
労働保険料	531550 (項79) 円
労働保険料	531550 (項80) 円
労働保険料	531550 (項81) 円
労働保険料	531550 (項82) 円
労働保険料	531550 (項83) 円
労働保険料	531550 (項84) 円
労働保険料	531550 (項85) 円
労働保険料	531550 (項86) 円
労働保険料	531550 (項87) 円
労働保険料	531550 (項88) 円
労働保険料	531550 (項89) 円
労働保険料	531550 (項90) 円
労働保険料	531550 (項91) 円
労働保険料	531550 (項92) 円
労働保険料	531550 (項93) 円
労働保険料	531550 (項94) 円
労働保険料	531550 (項95) 円
労働保険料	531550 (項96) 円
労働保険料	531550 (項97) 円
労働保険料	531550 (項98) 円
労働保険料	531550 (項99) 円
労働保険料	531550 (項100) 円

記入しないください

800,000 円

267,621 円

29 円

0 円

0 円

268,450 円

829 円

531,550 円

268,450 円

829 円

267,621 円

建築事業

労働者なし

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。

②欄のいずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「記入例4 充当後還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

$$\text{差 額} - \text{一般拠出金} = \text{還 付 額}$$

$$268,450\text{円} - 829\text{円} = 267,621\text{円}$$

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。